

事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 7 日

各 保 険 医 療 機 関

開 設 者 様

厚 生 労 働 省
北 海 道 厚 生 局 医 療 課 長

救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算の施設基準について（注意喚起）

標記に係る施設基準は、通常の当直体制のほかに重症救急患者の受け入れに対応できる医師等を始めとする医療従事者を確保していることが必要とされていますが、この要件を満たしていない保険医療機関が散見されます（医科点数表の解釈 平成 2 2 年 4 月版 P 1088～P 1089 参照）。

上記要件は、重症救急患者の受け入れに対応可能である診療科の医師を予め決定したうえでオンコール対応であっても差し支えありませんが、その場合、遅くとも 10 分程度以内には来院し、治療を開始できる体制（院内に医師が配置されているのと同等の体制）がとられていることが必要となります。

施設基準等の適時調査において、上記の要件を満たしていないために診療報酬の返還が生じてしまった事例もございますので、施設基準の適合について再確認をし、この要件を満たしていない場合には、速やかに施設基準等届出辞退申出書を提出願います。

照会先 北海道厚生局 医療課
TEL：011-796-5105
FAX：011-796-5133